

2018年1月15日

(公社)日本建築家協会近畿支部 会員各位

(公社)日本建築家協会 近畿支部  
大阪地域会 建築相談委員会 委員長 中村 正樹

### 重要な勉強会-7

## ～監理者の法的責任に関する紛争について～ 監理者が訴訟の中心！

今回で7回目になる裁判官との勉強会です。

『施工者の問題だ』とか『重点監理だから』とかでは免れない事案や判断が、監理者の責任としてクローズアップされています。監理者義務を果たすことは当然ながら、判断も適切であったのかどうか等が訴訟の対象になっているのです。10年近く前の監理者としての判断が適切であったと今証明できるでしょうか？ 凶書の保存期間を超えても我々の仕事は、そこに残っています！ 訴訟の形態によっては、除斥期間が20年間である事をご存知ですか？自分と建築主との関係は大丈夫と以为ていても、所有者が変わってしまう事も無いとは言えません。設計の瑕疵に留まらず、『監理者としての義務や責任違反』を問われるケースが有るのです。

そこで、今回も大阪地方裁判所第10民事部(建築訴訟専門部)の現役裁判官をお招きし、判例や調停結果などを類型別にご紹介して頂き、何とその判断の基準となったのか、何が訴訟に至る原因になったのか等を「監理者の義務や責任」を中心に勉強させて頂きたく思います。

是非、多数ご参加下さい。

※ 質疑応答の時間を予定していますが、個人的な質問は受付しませんのでお控えください。

※ 会場での撮影、録音は、ご遠慮願います。

テーマ： 監理者の法的責任に関する紛争について 監理者が訴訟の中心

日時：2018年3月2日(金)午後6時00分開場(6時30分～8時30分終了予定)

場所：大阪市立住まい情報センター(5階 研修室) 地下鉄天神橋筋6丁目駅 直結

費用：資料代 ¥1,000-

対象：(公社)JIA近畿支部 正会員/(公社)大阪府建築士会 正会員 定員50名 先着順

懇親会(20名程度)：¥4,000-を予定しています。5日前以降のキャンセルには費用が発生します。

申し込みは、前日までにファックス又は、メールにて下記内容を事務局にお申し込み下さい。

※当日の飛び入り参加は、お断りする事があります。

主催：(公社)日本建築家協会近畿支部 大阪地域会 建築相談委員会

申込先：FAX：06-6229-3374 メール：jia@bc.wakwak.com

重要な勉強会-7 ～監理者の法的責任に関する紛争について～		申し込み書
貴社名：		
氏名：	役職：	
連絡先：		
懇親会：	<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 (先着20名程度としております)	
所属団体：(必須)		